

研究員の眼

学びたいを諦めさせない —高等教育の修学支援新制度の意義と今後の展望—

経済研究部 研究員 佐藤 雅之
(03)3512-1831 m-sato@nli-research.co.jp

(はじめに)

2020年度から「高等教育の修学支援新制度」と呼ばれる新しい制度が始まった。これは大学や短期大学、高等専門学校、専門学校への進学に際し、家庭の経済状況にかかわらずチャンスを確認することを目指した支援策で、①授業料や入学金の減免（免除または減額）と②返還不要の給付型奨学金の支給の二本柱で構成されている。文部科学省の推計によれば、住民税非課税世帯の進学率¹は2023年度に69%に達し、制度導入前（2018年度）の40%程度から29%ポイントの大幅な上昇となっていることから、低所得層の大学等進学を支える制度として機能していることが分かる。

(支援の対象)

支援の対象者は、①世帯年収や資産の要件を満たしていること、②進学先で学ぶ意欲がある学生であることの2つの要件を満たす学生全員である。支援を受けられる金額は、世帯年収、進学先の学校種類、通学形態（自宅から通うか一人暮らしか）などによって異なる。

図表1 「高等教育の修学支援新制度」の内容

世帯年収目安 ^{※1}	【第Ⅰ区分】 ～270万円	【第Ⅱ区分】 ～300万円	【第Ⅲ区分】 ～380万円	【第Ⅳ区分】 ～600万円	601万円～
授業料・入学金の減免	年間上限額 入学金：最大28万円 授業料：最大70万円	多子世帯の大学等無償化			
給付型奨学金 (返済不要)	年間上限額 最大91万円	2/3支援	1/3支援	1/4支援等 ^{※2}	1/4支援等 ^{※3}

○授業料等減免の上限額（住民税非課税世帯）

区分	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

○給付型奨学金の給付額（住民税非課税世帯）

区分	国公立		私立	
	自宅生	自宅外生	自宅生	自宅外生
大学・短期大学・専門学校	35万円	80万円	46万円	91万円
高等専門学校	21万円	41万円	32万円	52万円

(注) 日本学生支援機構が各学生等に支給

(※1) 世帯年収目安の金額は家族構成によって変動するため、あくまでも目安の金額
(※2) 私立理工農系のみ、ただし大学・高専は1/3まで支援
(※3) 多子世帯のみ

(資料) 文部科学省よりニッセイ基礎研究所作成

¹ 文部科学省（2025年2月1日）「高等教育の修学支援新制度について」P12 記載

モデルケースとして4人家族の場合、世帯年収約270万円以下の場合に支援が最大となるが、それより世帯年収が多い場合でも段階的な支援が用意されており、年収300万円以下なら支援額は2/3、年収380万円以下なら1/3となっている。

例えば、世帯年収約270万円・私立大学・自宅外から通う学生の場合、約70万円の授業料減免と約91万円の給付奨学金が支給され、合計で年間160万円超の支援を受けることができる。大学や短期大学だけでなく、高等専門学校や専門学校も対象に含まれており、高等教育の様々な進路に対応した幅広い支援制度となっている。従来、日本の奨学金制度は貸与型中心だったが、本制度では一定の学業要件を達成すれば返済不要の給付型奨学金が中心となっている点も画期的と言える。

(本制度の導入背景)

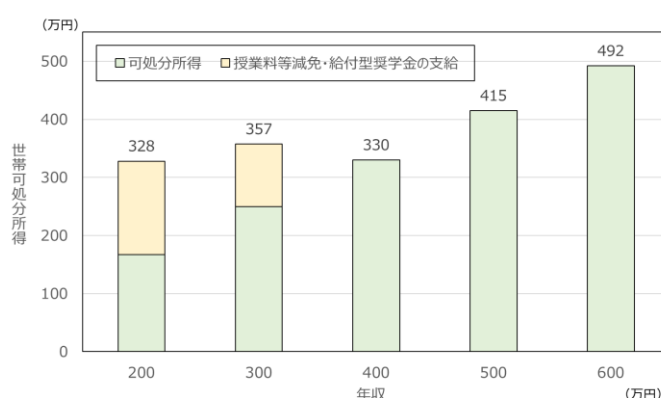
この制度導入の背景には、日本における所得格差の拡大と、それに伴う教育機会の不平等への懸念があった。親の収入が低いと大学進学を断念せざるを得ないケースが増えると、貧困の連鎖による格差拡大や将来の人的資本の不足が懸念される。教育の機会均等を保障するために、政府は2019年10月に消費税率を8%から10%へ引き上げ、その増収分の一部を財源に高等教育の無償化を進める方針²を打ち出した。税財源を用いて低所得世帯の若者に教育投資を行う本制度は、教育政策であると同時に所得再分配政策の側面も持つと言えるだろう。

文部科学省によると、制度開始から3年目の2022年度には約32万人の学生が本制度による支援を受けている。文部科学省が公表している「学校基本調査」によると、2022年度の高等教育機関（大学（学部）＋短期大学＋高等専門学校＋専門学校）の在籍者数は約339万人であり、全体の10%弱が利用していることが分かる。

(本制度の課題)

ただ、課題も残されている。授業料等減免・給付型奨学金の支給は多額のため、支給対象となるか否かで大きな段差（いわゆる崖）が生じる。

図表2 授業料等減免・給付型奨学金の支給可否が可処分所得に及ぼす影響



（資料）天達、磯（2021）を参考に著者試算

（注）両親（専業主婦の配偶者）と子ども2人（自宅外通学の私立大学生と中学生）

² 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく

図表 2 では、両親（専業主婦の配偶者）と子ども 2 人（自宅外通学の私立大学生、中学生）で構成される世帯における世帯可処分所得を、年収毎に示している。天達、磯（2021）を参考に著者が試算したところ、本ケースでは年収 300 万円の世帯と年収 400 万円の世帯で世帯可処分所得が逆転していることが分かる。このような逆転現象が起きてしまうのは、年収 380 万円を超える世帯に支援が行き届かないためである。

こうした中間所得層への配慮として、政府は 2024 年度から制度の対象を一部拡充した。具体的には、子ども 3 人以上を扶養する多子世帯や、学費負担の大きい私立大学の理工農系学部の学生について、従来よりも高い所得層（世帯年収の目安：約 600 万円）まで支援対象を広げ、年間約 40 万円を上限とする補助を行う新たな区分が設けられている。さらに 2025 年度からは、多子世帯の学生に限り所得制限を撤廃し、授業料・入学金を国の定める上限額まで全額無償へと制度変更となった。（ただし、第 1 子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子どもの数が 2 人となった場合には、同制度における多子世帯ではなくなるため、第 2 子や第 3 子は支援対象外となることには留意が必要である。）

「高等教育の修学支援新制度」に関する近年の検討経緯

時期	概要
2020年度	「高等教育の修学支援新制度」施行
2021年度	所得判定におけるみなし寡婦控除の適用
2022年度	早生まれ学生等の生計維持者の収入額の算定方法の見直し 虐待等により保護者の元から避難した大学等への支援
2023年度	廃止要件「警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること」の緩和
2024年度	授業料等減免の中間層への拡大 機関要件の見直し
2025年度	多子世帯の無償化

（資料）文部科学省「高等教育の修学支援新制度の現状について」よりニッセイ基礎研究所作成

また、給付継続のための学業成績要件についても見直しが図られている。これまでは在学中に成績が下位 25% に連続して属した場合に支援打ち切りとなる厳しい条件が盛り込まれていたが、このような相対評価による要件には学生本人の努力だけではどうにもならない不合理があると指摘されてきた。例えば、優秀な学生が多い大学ほど下位 25% という基準は達成が難しく、経済的困窮ゆえにアルバイトで忙しい学生が成績不振に陥れば支援を失う可能性があった。文部科学省はこうした状況を踏まえ、2025 年度から成績要件の適正化（緩和）を行う方針を示している。困窮学生が途中で支援を打ち切られないよう、より公平で弾力的な運用に改善される見込みである。

さらに、財政面の制約も無視できない。こども家庭庁の予算を確認すると、2025 年度に約 6,500 億円³（2024 年度：約 5,400 億円）とこども家庭庁全体予算（約 7.3 兆円）のうち 9% を占めており、支援拡充にはさらなる財源確保が必要となる。もっとも、教育への支出は将来の人的資本を育て、結果的に経済成長や税収増につながる未来への投資であるとも言える。教育格差の是正は長期的に所得格差の縮小にも寄与するため、若年世代への支援策を社会全体で支えていく意義は大きいだろう。

今後は本制度の効果を検証しつつ、支援対象のさらなる拡大や所得区分の細分化（支援から漏れる

³ 社会保障関係費としてこども家庭庁予算に計上、文部科学省で執行している

谷間層の減少)といった改善策も検討されるべきである。高等教育の修学支援新制度は個人の能力発揮を促すのみならず、社会全体の活力維持にも直結する施策であり、その意義を公平に評価しつつ、時代のニーズに合わせてより良い制度へと発展させていくことが望まれる。

<参考文献>

- 天達, 磯 (2021)「政府による社会給付に関わる所得制限の横断的整理と課題」内閣府ワーキングペーパー, 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム分析レポート No. 1
- 小林雅之 (2025)「大学の学費無償化に関する課題と解決の方向性 (寄稿)」リクルート進学総研, <https://souken.shingakunet.com/higher/2025/07/post-3485.html>

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。
また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。